



がんなど治療と就労の 両立支援ガイドブック



～病気になっても安心して働けるしくみ～

1. はじめに

このガイドブックをご覧になる方の中には、職場の仲間が思いがけず病気の診断を受け、今後のご本人への対応や仕事の進め方に関し、不安を感じている方もいらっしゃると思います。

このガイドブックは、病気の診断を受けた方、あるいは健康診断で要再検査になったご本人と職場の所属長、同僚の皆さんを対象にそれぞれバージョンを分け、作成しております。

様々な病気や怪我を対象に、治療と仕事の両立を支援する制度や留意点を掲載しました。

2017年の作成から時間が経過したことから、この度、改定を行い、実際に両立を行った社員の声も盛り込んでいます。

今、医療の進歩で治療は入院から通院にシフトすると共に入院期間も短縮しており、国や社会の流れからも、治療と仕事の両立はしやすくなっています。

このガイドブックをご本人への接し方や仕事の進め方のぜひ参考にして頂くようお願いいたします。

2. まず知っておいてほしいこと

(1) 本人の気持ちに寄り添う大切さ

- ・病気の診断を受けると、誰でも不安や混乱を抱いたり、心細い気持ちになったりします。一見冷静に見える人も、そのような気持ちを抱えていることをまず知ってください。
- ・同僚として心配や仕事への影響を考え、自分も落ち着かなくなったりしますが、病気になった本人こそ大きな渦の中にいることを想像し、寄り添ってみて下さい。

(2) 今日、治療と仕事は充分両立可能

- ・医療の進歩により、「治ってから復職する」時代から「治療しながら働く」時代に変わりつつあります。病状や治療によっては、配慮が必要な場合もありますが、配慮さえすれば、治療と仕事の両立は充分可能な時代になっています。

(3) 「お互い様」の気持ちで

- ・誰でも病気になる可能性があり、例えば、日本人の2人に1人は一生の内にがんになる可能性があります。病気になる人が特別なのではなく、「お互い様」の気持ちで対応していきましょう。

3. 本人への接し方

- ・極力いつも通り接しましょう。
- ・つらい状況の中で、病気になったことを打ち明けてくれた本人には、「ありがとう」を伝えましょう。
- ・まずは本人の話を聴きましょう。本人は自分の気持ちを受け止めてほしいと思っていることが多いです。
- ・励ましは逆効果になる場合があります。罹患者は、診断直後や治療中の時期の違いや、症状の変化や副作用の有無などによって、気持ちが変わりますので、気持ちをそのまま受け取るコミュニケーションを心がけましょう。
- ・治療と仕事の両立をしたいと思っている罹患者には、「治療に専念して」や「無理せず休んで」の言葉は、仕事がしにくくなる辛さを感じる場合があります。代わりに、「何かあったらすぐに教えてね」という声掛けをお勧めします。

<参考メッセージ>

～治療前・治療中～

- ・ずっと待っているよ。
- ・また一緒に仕事をしよう！

～復帰後～

- ・お帰り！ ・待っていたよ！

【CanStars会員の声】

- ・私は、「待っているからね」という何気ない言葉に救われました。
- ・「早くもどってきてね」という言葉が嬉しかったです。



4. 仕事について

(1) 仕事の心配事は上司に

- ・病気に罹患された同僚がいると、自分の仕事が増えるのでは・・・と気になる方も多いと思います。けれども病気になった本人は治療のこと、生活のこと、仕事のことなど不安や困難の真ただ中にいます。業務分担や組織運営について心配なことは、罹患者本人ではなく、上司に確認するようにしましょう。

(2) 本人へのフォローは相談しながら

- ・仕事のフォローをしてもらえることは、病気になった人にとって本当に有難いことです。
- ・一方で、仕事はその人にとって大切なものでもあり、実際に病状や治療方法によっては治療しながら充分働けることも少なくありません。
- ・どのように言われたら安心するか、感じ方は人それぞれなので、「仕事なんてしなくていいから」、「全部やっておくから」という一方的な決めつけは避けましょう。
- ・本人にとっては「何かできることや手伝えることがあったら言ってね」という声掛けが心強く、具体的なフォロー範囲は本人と相談しながら決めることが大切です。

5. 情報取扱い

- ・病気になった本人や上司は、職場の仲間としてあなたを信頼し、病気になったことを打ち明けてくれました。
- ・本人の許可なく、他の人に情報を伝えることは絶対に禁物です。
- ・どうしても他の人に伝える必要を感じた場合は、本人に確認をしてください。
- ・本人が治療等で不在の場合は、上司に確認をしてください。

6. 参考情報：働きながら仕事を続けるための制度

	制度概要
スーパーフレックスタイム制度	フレキシブルタイム5時～22時の間で、自主的に始業及び終業の時刻を選択して就業することができる制度です。全ての社員が就業しなければならない時間帯（コアタイム）を、設定しない制度です。
テレワーク制度	情報通信機器を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をする制度です。業務に集中できる場所であれば自宅以外でも勤務が可能です。 ※カフェ、ホテル、移動中の新幹線など
N R 制度（総合コースのみ）	全国転勤あり「N」とブロック内転勤あり「R」を選択できる制度です。会社は「N」を推奨しますが、子育て、介護、病気等の事由に該当する場合は、「R」を選択することができます。

※社員向けの内容となります。Kスタッフや有期契約社員の方は、総務部門へお問い合わせください。

※出向されている方・工場勤務の方は、一部利用できる制度が異なる場合があります。

6. 参考情報：働きながら仕事を続けるための制度

	制度概要
治療短時間勤務制度	一定期間の治療・通院等の理由により、勤務時間を短縮できる制度です。1日あたり2時間の短縮（15分単位で設定可）を限度とします。 1回あたりの取得期間は、1か月以上2年以内とし、診断書に基づいて本人が申し出た期間とします。取得回数は、同一事由あたり1回とし、再発は同一事由とみなしません。
有給休暇	保有している日数の範囲内で、1日、半日、1時間単位での取得が可能です。
積立休暇	保有している日数の範囲内で、半日から使用可能。回数の制限はありません。

※社員向けの内容となります。Kスタッフや有期契約社員の方は、総務部門へお問い合わせください。

※出向されている方・工場勤務の方は、一部利用できる制度が異なる場合があります。

【各制度活用事例】

時間有休活用事例

・9:00～11:00を時間有休として取得し定期的な通院を済ませた後入社し、11:00～17:30の勤務を再開する。

※勤怠上は9:00～17:30勤務した扱いとなります。

スーパーフレックス活用事例

・7:00～15:00勤務とし、15:00以降に定期通院を済ませる

テレワーク制度活用事例

・抗がん剤治療による副作用が辛い日はテレワークを活用し、通勤の負担を緩和する

6. 参考情報：お休みの制度

	有給休暇	積立休暇	病気欠勤	私傷病休職	
取得上限日数	保有している日数の範囲内。半日、1時間単位での取得可	保有している日数の範囲内。半日単位で取得可	×日間	勤続満1年未満	××
				勤続満1年以上10年未満	××
				勤続満10年以上	××

	有休・積休	病気欠勤・私傷病休職
給与	支給あり。	支給なし。
賞与	支給あり。	減額の上、支給。 評価反映後、支給対象期間のうち欠務期間分については×%を減額して支給する。
傷病手当金 (健康保険組合より)	—	①傷病手当金 1日につき支払いを始める日の基準額の×に相当する額（×か月間） ②傷病手当金付加金 休業1日につき支払いを始める日の基準額の×%に相当する額
扶助料	—	欠勤1日につき健康保険標準報酬月額×に相当する額の×に相当する金額を支給。 ※傷病手当金の給付を受けられない期間が対象。
共済会	不就業（有休・積休含）が×日に及んだ時、××円支給。その後の不就業が1ヶ月に及ぶ毎に××円支給。	
労働組合	不就業（有休・積休含）が×日に及んだ時××円支給。×ヶ月に及んだ時××円、その後×月単位で××円支給。	

※社員向けの内容となります。Kスタッフや有期契約社員の方は、総務部門へお問い合わせください。
 ※出向されている方・工場勤務の方は、一部利用できる制度が異なる場合があります。

6. 参考情報

本ガイドブックは同僚向けの内容になります。罹患者本人向け・上司向けのガイドブックもありますので、ぜひご一読ください。

☆ 本人向けガイドブック



本人向けガイドブ
ック

☆ 上司向けガイドブック



上司向けガイドブ
ック

参考文献

- 「～がん罹患者にかかわる方必携～寄り添い方ハンドブック」
一般社団法人がんチャレンジャー

<https://www.gan-challenger.org/research/>

- 「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン」
厚生労働省